

令和4年度 港湾・空港における 発注者支援業務について

四国地方整備局
港湾空港部

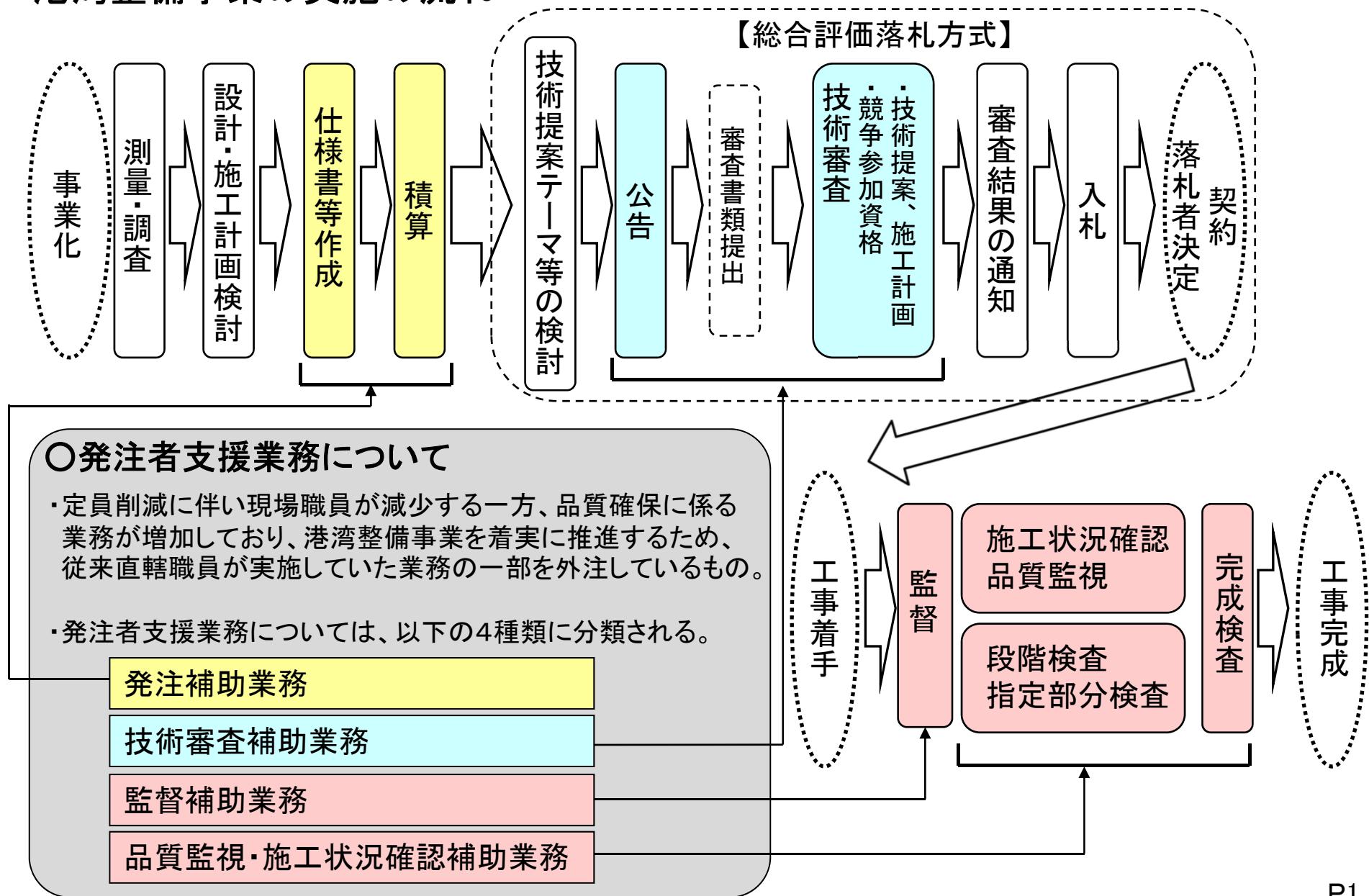


国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

発注者支援業務の区分と標準的な業務内容

港湾整備事業の実施の流れ



発注者支援業務の区分と標準的な業務内容

＜発注補助業務＞

直轄職員から示された設計資料等に基づき、工事の発注（工事設計図書等の作成）に必要となる資料及び積算データについて 以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 積算に必要な現場条件等の調査。
- 発注図面、数量総括表（数量計算書）の作成。
- 使用材料、施工方法等の積算根拠資料の作成。
- 積算システムへのデータの入力 等

＜監督補助業務＞

工事実施において直轄職員が行う監督業務について、以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 工事受注者に対する指示・協議に必要な資料作成
- 工事受注者から提出された承諾・協議事項など設計図書との照合
- 現地の確認・調査及び資料作成
- 工事の安全対策の確認 等

＜技術審査補助業務＞

総合評価落札方式による工事発注の技術的な審査において、以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 工事発注資料（公告文、入札説明書、競争参加資格確認申請書類等の提出書類）の案の作成
- 企業から提出された総合評価にかかる資料（企業評価項目、技術者評価項目、技術提案、施工計画）内容確認、整理。
- 総合評価にかかる、各種委員会の基礎資料の作成等

＜品質監視補助及び施工状況確認補助業務＞

工事実施において直轄職員が行う検査(施工状況確認)等の業務について、以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 使用材料、施工状況、出来形及び品質の設計図書との照合
- 不可視部分や重要構造物の出来形及び品質の確認
- 検査（完成検査、指定部分検査、段階検査）の臨場 等

羽田空港D滑走路建設工事事例 ・365日、24時間施工、3交代



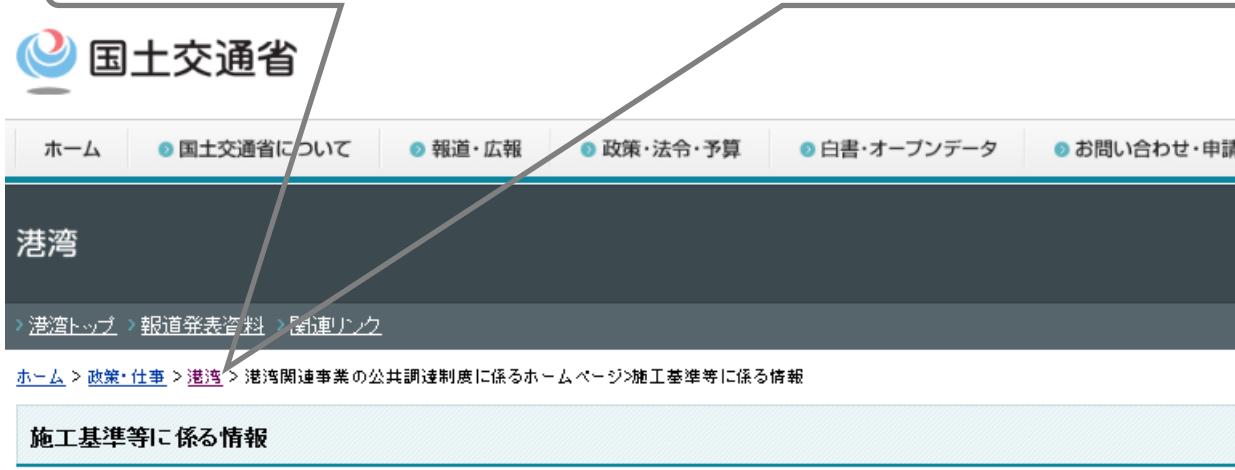
発注者支援業務の区分と標準的な業務内容

発注者支援業務共通仕様書の所在

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000024.html

又は

ホーム > 政策・仕事 > 港湾 > 港湾関連事業の公共調達制度に係るホームページ>>施工基準等に係る情報



国土交通省

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 白書・オープンデータ お問い合わせ・申請

港湾

港湾トピック > 報道発表資料 > 関連リンク

ホーム > 政策・仕事 > 港湾 > 港湾関連事業の公共調達制度に係るホームページ>>施工基準等に係る情報

施工基準等に係る情報

港湾等発注者支援業務共通仕様書 令和2年12月

第1編 総則
1-1-1 適用範囲
1) 港湾等発注者支援業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、港湾工事等に係る発注者支援業務（以下「業務」という。）に関する契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図ることとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためにものである。
2) この共通仕様書の適用は、契約書に添付されている特記仕様書の定めによるものとし、契約書に添付されている図面、特記仕様書、現場説明書（入札説明書を含む）及び現場説明に対する質問回答書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
3) 本業務の書類の様式等については、この共通仕様書に定めがあるものを除き「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局）に準ずるものとする。

1-1-2 用語の定義
共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
1) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
2) 「契約書」とは、発注者支援業務契約書をいう。
3) 「設計図書」とは、契約書第1条第1項に規定された別冊の図面、仕様書、入札説明書及び入札説明に対する質問回答書をいう。
4) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を總称していう。
5) 「共通仕様書」とは、契約図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るべく、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。
6) 「特記仕様書」とは、共通仕様書の他に、個々の契約に際し、当該業務の名称、業務概要、調査場所、履行期間、適用する共通仕様書、制約条件、業務の種類及び数量、技術的要求及び内容等を記載した図書をいう。
7) 「図面」とは、契約図書に添付された図面をいう。なお、設計図書に基づき調査員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、調査員が承認した図面を含むものとする。
8) 「入札説明書」とは、入札公告時に発注者が入札参加資格、技術提案の内容、入札手続き等を説明するために公表した書面をいう。
9) 「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者等から提出された契約条件等に関する質問に対して発注者が回答し、契約書に添付された書面をいう。
10) 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
11) 「受注者」とは、業務の実施に關し、発注者と業務契約を締結した個人若しくは会社、その他の法人又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
12) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第1条第1項の規定に基づき発注者が定め受注者に通知した者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
13) 「総括調査員」とは、「設計・測量・調査等業務監督・検査事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）に定める監督総括業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は協議及び契約書、設計図書の記載内容に関する確認、承諾、回答のうち重要なものの処理、並びに、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 35 号第 29 条の第 1 項）に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任調査員及び調査員の指揮監督並びに監督業務の掌

令和4年度 発注者支援業務の実施方針①

■実施方針の策定

平成24年度より「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」に基づく民間競争入札(以下、「民間競争入札」と記載)を実施し、競争性の改善を通じた公共サービスの質の維持向上及びコスト削減を図る改革を図ってきたところである。

令和3年度に「官民競争入札等監視委員会」(事務局・総務省)「以下、「委員会」と記載」による審議の結果、当該法の対象外とされ、令和4年度発注業務から、「民間競争入札」を終了することとなった。しかし、委員会において、

「これまでの委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、国土交通省及び内閣府が自ら公共サービスの質の維持向上、コストの削減及び事業の透明性の確保を図っていくことを求めたい。また、今後も技術者不足が課題となる中で、建設現場におけるDXの推進等を踏まえつつ、民間事業者の積極的な参入を促すような改革に向けて検討することを求めたい。さらに、国土交通省及び内閣府に対し、今後も受託者の決定プロセス及びコストの透明性を確保するよう求めるとともに、競争性の改善を通じた公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図るため、本事業の目的・理念に沿う範囲内で、事業の実施方法等についての見直しを含めた不断の検討を要請する。」

と、評価されたことから、引き続きこれまで同様に実施方針を定め、実施していくこととする。

令和4年度 発注者支援業務の実施方針②

地方整備局等が発注する港湾・空港における発注者支援業務については、民間企業の参加可能者数の拡大による競争性のより一層の向上等を図るため、以下のとおり取組みを行ってきたところ。

(1)一般競争入札(総合評価落札方式)で実施 [H22年度より継続] 【対象業務:全業務】

- 平成22年度より、全ての発注者支援業務について一般競争入札(総合評価落札方式)で実施

(2)設計共同体による競争参加の導入 [H23年度より継続] 【対象業務:全業務】

- 技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、平成23年度より、設計共同体による競争参加を導入

(3)担当技術者評価の実施 [H23年度より継続] 【対象業務:全業務】

- 担当技術者の能力が、成果の品質に比較的大きく影響を与えることから、平成23年度より、担当技術者の業務実績を評価

(4)履行確実性評価の導入 [H24年度より継続] 【対象業務:全業務】

- 調査基準価格が設定される業務においては、平成24年度より、総合評価項目において履行確実性を評価

(5)民間競争入札(複数年度契約)の導入 [H24年度より継続] 【対象業務:全業務】

- 更なる民間企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため複数年度契約を導入

(6)資格要件の緩和[H29年度より継続] 【対象業務:全業務】

- 配置予定管理技術者の同種業務の実績については、これまでの港湾・空港の工事に関する発注者支援業務の実績に加えて、設計若しくは施工に関する業務(発注機関については問わない)、監理技術者として従事した港湾・空港の工事(工事を業務として認める)を追加
- 配置予定管理技術者の類似業務の実績については、港湾・空港の工事に関する、建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務(発注機関については問わない)へ拡大

令和4年度 発注者支援業務の実施方針③

(7)入札手続きの早期開始[R1年度より継続]

- ・入札手続き期間の更なる確保のため、全発注案件について入札公告時期を12月下旬から開始

【対象業務:全業務】

(8)担当技術者評価の緩和、地域精通度評価の緩和[R2年度より継続]

- ・担当技術者の業務実績評価について、申請された全ての担当技術者の業務実績のうち、上位1名の評価値を評価

【対象業務:全業務】

- ・地域精通度の業務実績評価について、1位評価を当該整備局管内又は管外(隣接する整備局)における同種業務実績、2位評価を当該整備局管内又は管外(隣接する整備局)における類似業務実績へ拡大

【対象業務:監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務】

※当該整備局管外（隣接する整備局）とは

当該整備局	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	北海道	沖縄
当該整備局管外 (隣接する整備局)	・北海道 ・北陸 ・関東	・東北 ・北陸 ・中部	・東北 ・関東 ・中部 ・近畿	・関東 ・北陸 ・近畿	・北陸 ・中部 ・中国 ・四国	・近畿 ・四国 ・九州	・近畿 ・中国 ・九州	・中国 ・四国 ・沖縄	・東北	・九州

(9)業務実績要件の緩和、資格要件の緩和 [R3年度より継続]

- ・企業及び配置予定管理技術者に求める実績要件の対象期間を「過去15年」から「過去20年」に拡大

【対象業務:全業務】

- ・1つの履行場所(事務所等)において、担当技術者を2名及び3名配置する場合、1名については資格要件を満たさなくとも配置可能とし、担当技術者を4名以上配置する場合、最大2名までは資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

【対象業務:発注補助業務、技術審査補助業務】

令和4年度 担当技術者の資格要件の緩和

○配置予定担当技術者の資格要件の緩和 (現行)

配置 予定 担 当 技 術 者 の 資 格 等	<p>配置予定担当技術者においては、以下のいずれかの資格等を有するものとする。</p> <p>なお、1つの履行場所において、担当技術者を2名及び3名配置する場合、1名については資格要件を満たさなくても配置可能とし、担当技術者を4名以上配置する場合、最大2名までは資格要件を満たさなくとも配置可能とする。(監督補助業務と品質監視及び施工状況確認補助業務は除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合監理部門ー建設又は建設部門)、技術士補(建設部門) ・APECエンジニア(業務に該当する部門) ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ) ・RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る) ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同等の実務経験(工事については、主任技術者として従事したものも含める。)が1年以上の者 ※複数年契約の場合であっても、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば業務経験を有するものとして判断する。 ・港湾又は空港関係の技術的行政経験を10年以上有する者
	(変更後)
	<p>配置予定担当技術者においては、以下のいずれかの資格等を有するものとする。</p> <p>なお、1つの履行場所において、担当技術者を2名及び3名配置する場合、1名については資格要件を満たさなくても配置可能とし、担当技術者を4名以上配置する場合、最大2名までは資格要件を満たさなくとも配置可能とする。(監督補助業務と品質監視及び施工状況確認補助業務は除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合監理部門ー建設又は建設部門)、技術士補(建設部門) ・APECエンジニア(業務に該当する部門) ・一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ) ・RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る) ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同等の実務経験(工事については、主任技術者として従事したものも含める。)が1年以上の者 ※複数年契約の場合であっても、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば業務経験を有するものとして判断する。 ・港湾又は空港関係の技術的行政経験を10年以上有する者

令和4年度 発注者支援業務の入札に参入するには①

■企業に関する業務実績の要件

下記の業務について、平成14年4月1日以降に完了した以下に示す業務(令和3年度完了予定も対象に含む)の業務実績を有すること。※【全業務 発注機関は問わない】

＜業務＞港湾、海岸(港湾局所管海岸に限る)、開発保全航路、空港のいずれかの工事に関する、建設コンサルタント業務または測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務

■配置予定管理技術者に関する資格等の要件

配置予定管理技術者の資格等(以下のいずれかの資格等を有するもの)

- ・技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)
- ・APECエンジニア(業務に該当する部門)
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は(II)
- ・RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)

■配置予定管理技術者に関する同種又は類似業務の実績の要件

配置予定管理技術者は、平成14年4月1日以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和3年度完了予定も対象に含む)の業務実績を有すること。

＜同種業務＞港湾、海岸(港湾局所管海岸に限る)、開発保全航路、空港のいずれかの工事に関する発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務(発注機関については問わない)、監理技術者として従事した港湾、海岸(港湾局所管海岸に限る)、開発保全航路、空港のいずれかの工事(工事を業務として認める)

＜類似業務＞港湾、海岸(港湾局所管海岸に限る)、開発保全航路、空港のいずれかの工事に関する、建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務(発注機関については問わない)

令和4年度 発注者支援業務の入札に参入するには②

■配置予定管理技術者に関する同種又は類似業務の実績の要件

同種業務：港湾、海岸（港湾局所管海岸に限る）、開発保全航路、空港のいずれかの工事に関する発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務（発注機関については問わない）、監理技術者として従事した港湾、海岸（港湾局所管海岸に限る）、開発保全航路、空港のいずれかの工事（工事を業務として認める）

類似業務：港湾、海岸（港湾局所管海岸に限る）、開発保全航路、空港のいずれかの工事に関する、建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務（発注機関については問わない）

<同種業務の例>

例) ○○港実施設計業務、○○港施設整備検討業務、○○空港基本施設設計業務等の業務実績があれば、要件を満たします。

※地方整備局が発注した業務実績だけでなく、地方自治体等が発注した業務でも業務実績として認められます。発注機関は問いません。

例) ○○港防波堤外建設工事、○○空港エプロン改良工事 等の工事において監理技術者として従事した経験があれば、要件を満たします。

※工事の経験も業務実績として認められます。

<類似業務の例>

例) ○○港事業評価検討業務、○○港静穏度解析業務、○○港現況測量業務、○○空港地質調査業務等の業務実績があれば、要件を満たします

※地方整備局が発注した業務実績だけでなく、地方自治体等が発注した業務でも業務実績として認められます。発注機関は問いません。



■配置予定担当技術者に関する資格等の要件

配置予定担当技術者の資格等(以下のいずれかの資格等を有するもの)

- ・技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)、技術士補(建設部門)
- ・APECエンジニア(業務に該当する部門)
- ・一級土木施工管理技士、**一級土木施工管理技士補**又は二級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は(II)
- ・RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)
- ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者

※【工事については、主任技術者として従事したものも認める。複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば業務経験を有するものとして判断する。】

- ・港湾、海岸(港湾局所管海岸に限る)、開発保全航路、空港関係のいずれかの技術的行政経験を10年以上有する者

※【1つの履行場所に担当技術者を2名及び3名配置する場合、1名については資格要件を満たさなくとも配置可能とし、担当技術者を4名以上配置する場合、最大2名までは資格要件を満たさなくとも配置可能とする。(対象業務:発注補助業務、技術審査補助業務)】

令和4年度 発注者支援業務の入札に参入するには③－2



国土交通省

■資格要件を満たす必要がない担当技術者を配置する場合のイメージ【対象業務：発注補助業務、技術審査補助業務】

1つの履行場所において、担当技術者を2名及び3名配置する場合、1名については資格要件を満たさなくとも配置可能とし、担当技術者を4名以上配置する場合、最大2名までは資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

認められるケース

× × 発注補助業務

○○港湾事務所

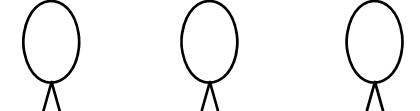
A課



資格要件を満たす技術者を1名配置する。
(担当技術者が1名の場合)

資格有り

又は



資格要件を満たさない技術者が1名である。
(担当技術者が2～3名の場合)

資格有り

資格無し

資格有り

又は



資格要件を満たさない技術者が2名である。
(担当技術者が4名以上の場合)

資格有り

資格無し

資格無し

資格有り

認められないケース

× × 発注補助業務

○○港湾事務所

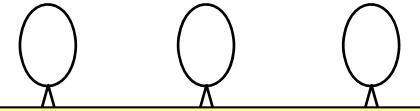
A課



資格要件を満たさない技術者を1名配置する。
(担当技術者が1名の場合)

資格無し

又は



資格要件を満たさない技術者が2名を超える。
(担当技術者が2～3名の場合)

資格有り

資格無し

資格無し

又は



資格要件を満たさない技術者が3名を超える。
(担当技術者が4名以上の場合)

資格有り

資格無し

資格無し

資格無し

■中立公平性に関する要件

①【事前制限】中立公平性に関する要件(競争参加資格者に関する要件)

- ・本業務(当該発注者支援業務)の履行期間中に工期のある当該業務の対象工事に参加している者。
- ・その対象工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者。



本業務(当該発注者支援業務)の入札に参加できない。

②【事後制限】中立公平性に関する要件(受注者が講すべき措置)

- ・本業務(当該発注者支援業務)を受注した者。
- ・本業務(当該発注者支援業務)を受注した者と資本面・人事面で関係がある者。
- ・本業務(当該発注者支援業務)の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者。



業務履行期間中に工期のある当該業務の対象工事に参加してはならない。

■設計共同体として認める業務区分 <全業務分野共通>

発注者支援業務における設計共同体においては、下表に示す区分の単位により、構成員の分担業務を設定することができる。

分担できる業務の区分	
業務による区分	・監督補助／施工状況確認補助／品質監視補助／技術審査補助 ／発注補助
事業による区分	・港湾／海岸／空港 等
区域による区分	・出張所・分室単位 ・港湾単位 ・空港単位 ・港区、地区単位
施設による区分	・施設単位
工事による区分	・工事単位

		監督補助業務	品質監視補助業務 施工状況確認補助業務	発注補助業務	技術審査補助業務
実施方針	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。			
	実施体制	配置技術者の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで発注者の要請に対して的確かつ迅速に対応でき、事業の進捗状況や不測の事態に対しても臨機に対応できる体制が確保されている場合に優位に評価する。			
技術提案	的確性	必要なキーワード(留意点、着眼点、問題点)が網羅されている場合に優位に評価する。			
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			
価格:技術		1:2	1:2	1:2	1:3

技術提案書に基づく業務の履行

- 競争参加資格確認申請書等において採用した提案内容を契約書に特約事項として添付し、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うこと。
- 民間事業者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合及び提案された実績を有する担当技術者が配置できない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

業務ボリュームの参考指標



「平成30～令和2年度の工事発注件数」(港湾空港)

業務発注担当部署別の一覧表

地方整備局等	業務発注担当部署	H30	R1	R2
		工事発注件数	工事発注件数	工事発注件数
北海道開発局	札幌開発建設部	7	8	8
	函館開発建設部	10	11	7
	小樽開発建設部	4	4	10
	室蘭開発建設部	15	13	9
	釧路開発建設部	14	8	8
	帯広開発建設部	0	0	0
	網走開発建設部	3	1	1
	留萌開発建設部	4	3	3
	稚内開発建設部	9	4	7
	本局	17	22	23
東北地方整備局	青森港湾事務所	2	3	3
	八戸港湾・空港整備事務所	10	12	10
	釜石港湾事務所	12	9	12
	塩釜港湾・空港整備事務所	11	13	6
	秋田港湾事務所	8	3	8
	酒田港湾事務所	5	8	5
	小名浜港湾事務所	12	7	8
	本局	9	15	25
関東地方整備局	京浜港湾事務所	9	8	5
	鹿島港湾・空港整備事務所	22	17	14
	千葉港湾事務所	6	2	4
	東京空港整備事務所	4	4	5
	東京湾口航路事務所	0	1	2
	東京港湾事務所	0	1	1
	本局	15	20	18

地方整備局等	業務発注担当部署	H30	R1	R2
		工事発注件数	工事発注件数	工事発注件数
北陸地方整備局	本局	9	19	24
	新潟港湾・空港整備事務所	11	11	10
	伏木富山港湾事務所	1	2	5
	金沢港湾・空港整備事務所	9	12	20
	敦賀港湾事務所	4	5	1
中部地方整備局	本局	25	28	31
	清水港湾事務所	19	14	12
	名古屋港湾事務所	5	7	8
	三河港湾事務所	7	8	3
	四日市港湾事務所	5	3	4
近畿地方整備局	本局	23	35	24
	舞鶴港湾事務所	0	2	3
	神戸港湾事務所	2	6	2
	和歌山港湾事務所	4	4	2
	大阪港湾・空港整備事務所	3	2	1
中国地方整備局	本局	15	20	18
	境港湾・空港整備事務所	9	9	9
	宇野港湾事務所	4	4	3
	広島港湾・空港整備事務所	9	4	7
	宇部港湾・空港整備事務所	7	5	7
沖縄総合事務局	本局	19	18	26
	那覇港湾・空港整備事務所	4	9	13
	平良港湾事務所	8	5	3
	石垣港湾事務所	4	2	1

地方整備局等	業務発注担当部署	H30	R1	R2
		工事発注件数	工事発注件数	工事発注件数
四国地方整備局	本局	12	16	13
	小松島港湾・空港整備事務所	3	2	3
	高松港湾・空港整備事務所	1	2	2
	松山港湾・空港整備事務所	4	3	0
	高知港湾・空港整備事務所	13	13	14
九州地方整備局	本局	63	70	71
	下関港湾事務所	5	3	5
	北九州港湾・空港整備事務所	6	10	5
	博多港湾・空港整備事務所	10	8	12
	苅田港湾事務所	4	3	4
	別府港湾・空港整備事務所	4	3	11
	唐津港湾事務所	4	3	2
	長崎港湾・空港整備事務所	6	6	7
	熊本港湾・空港整備事務所	6	7	7
	宮崎港湾・空港整備事務所	7	5	3
沖縄総合事務局	鹿児島港湾・空港整備事務所	19	22	21
	志布志港湾事務所	5	1	4
	閑門航路事務所	3	3	6

各地方整備局等	合計	574	591	611
---------	----	-----	-----	-----